

九州ロゴマークの使用に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九州ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 九州をイメージさせ、視覚的に分かりやすいロゴマークを活用することで、九州・山口が一体となった様々な分野における取組みを象徴的かつ分かりやすく内外にPRすることを目的とする。

(使用する団体等)

第3条 ロゴマークを使用する法人その他の団体又は個人（以下「団体等」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 九州地域戦略会議の構成団体
- (2) 前号の構成団体と協働して九州が一体となった取組みを実施することを目的とする団体等
- (3) その他の団体等

2 前項第3号の規定にかかわらず、ロゴマークを使用する団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う団体等
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体等
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある団体等
- (5) その団体等が所在する県の指名停止措置を受けている団体等
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う団体等
- (7) 九州地域戦略会議又は九州地域戦略会議の構成団体の信用又は品位を害すると認められる行為を行う団体等

(使用する事業等)

第4条 前条第1項に該当する団体等は、次の各号に掲げる事業等においてロゴマークを

使用することができる。

- (1) 九州地方知事会、九州地域戦略会議で取り組む事業
- (2) 前号を除く複数の県が連携して取り組む事業
- (3) ロゴマークの周知に資する取組み

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 九州地域戦略会議又は九州地域戦略会議の構成団体の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の団体等（九州地域戦略会議及び九州地域戦略会議の構成団体を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第2条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) その他管理者が使用について不相当と認めた場合

（使用の届出・申請）

第5条 第3条第1項第1号の構成団体又は第2号に該当する団体等がロゴマークを使用しようとする場合、あらかじめ、事業等毎に九州ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を九州ロゴマーク活用推進協議会事務局長（福岡県政策企画部広報課広報監）（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 第3条第1項第3号に該当する団体等がロゴマークを使用しようとする場合、使用する事業等毎に、九州ロゴマーク使用申請書（様式第2号）をその団体等が所在する県の九州ロゴマーク活用推進協議会の担当部署（別表1）に提出し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道の目的で使用する場合は、この限りではない。

（使用承認）

第6条 管理者は、前条第2項の規定による使用の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- (1) 第2条のロゴマークの使用目的に適合しないと認められるとき
- (2) 第3条のロゴマークの使用できる団体等に適合しないと認められるとき

- (3) 第4条のロゴマークを使用できる事業等に適合しないと認められるとき
- 2 前項の承認は、九州ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うものとする。
 - 3 管理者は、使用を承認しない時は、その旨を申請者に通知するものとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する団体等（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 九州ロゴマーク使用ガイドラインに定められたルールに従って使用すること
 - (2) 第5条第2項により管理者の承認を受け使用する場合は、承認された内容に従って使用すること
- 2 管理者は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。
 - 3 ロゴマークを使用したときは、速やかに、九州ロゴマーク使用報告書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（使用承認の変更）

第9条 使用者は、ロゴマークの使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、九州ロゴマーク使用承認内容変更申請書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、九州ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

（承認の取消）

第10条 管理者は、ロゴマークの使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた団体等に損害が生じても、管理者はその責を負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第11条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用対象物等について九州地域戦略会議又はその構成団体が推奨するものではない。

(使用者の責任)

第12条 ロゴマークの使用に係る自己及び第三者への損害等について、管理者は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

3 この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

7 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 九州ロゴマーク活用推進協議会 担当部署

団体・部署	住所	電話番号
山口県総合企画部政策企画課長	山口県山口市滝町 1-1	083-933-2425
福岡県政策企画部広報課長	福岡県福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3172
佐賀県産業労働部産業政策課長	佐賀県佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7357
長崎県企画部政策調整課長	長崎県長崎市尾上 3-1	095-895-2032
熊本県知事公室広報グループ課長	熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2027
大分県企画振興部広報広聴課長	大分県大分市大手町 3-1-1	097-506-2092
宮崎県商工観光労働部観光経済交流局 国際・経済交流課長	宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7591
鹿児島県総合政策部総合政策課 計画管理室長	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2496
沖縄県企画部企画調整課長	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2026

